平成２４年（フ）第９５６号
堺市北区南花田町417番地２
破産者　株式会社Ｎ．Ｂ．Ｍ．岡本
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時30分
平成25年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１００９号
堺市堺区少林寺町東２丁１番７号、前住所堺区北区南花田町417番地２
破産者　岡本　泰孝
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時30分
平成25年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１５２号
堺市東区南野田383番地15、前住所堺市東区菩提町３丁39番地181
破産者　爰川　　豊
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午前10時30分
平成25年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５号
堺市南区竹城台１丁２番35―505、開始決定時の住所堺市南区片蔵1449番地414
破産者　越智　　昭
１　破産債権の届出期間　平成25年５月27日まで
２　一般調査期日　平成25年７月８日午前11時30分
平成25年４月15日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
茨城県水戸市岩根町1466番地
破産者　有限会社千波食品センター
１　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
２　一般調査期日　平成25年７月17日午後４時
平成25年４月16日　　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１４号
兵庫県加古郡稲美町国岡２丁目５番地16、住民票上の住所兵庫県芦屋市海洋町１番３号
破産者　シャーバグーンこと　ＳＨＡＨＢＡＧ　ＨＯＮ
１　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
２　一般調査期日　平成25年６月20日午後１時30分
平成25年４月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９７号
神戸市西区玉津町田中550番地の５
破産者　有限会社イサガワ自動車
１　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
２　一般調査期日　平成25年７月９日午前10時20分
平成25年４月16日
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第２４７号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木西２丁目13番３号　Ｊ―メゾンⅠ102
破産者　髙浪　洋行
特別調査期日　平成25年７月４日午前10時
平成25年４月15日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

平成２５年（ヒ）第２００６号
東京都文京区小石川２丁目１番２号
清算株式会社　後楽建装工業株式会社
代表清算人　西井　伸顕
１　決定年月日　平成25年４月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社及び各協定債権者は、特別清算開始決定の日（平成25年２月８日）における協定債権の額が別紙債権額・弁済額一覧記載のとおりであることを確認する。
２　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１カ月以内に、別紙債権額・弁済額一覧記載のとおりの金額を弁済する。
３　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　本協定が可決された後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　清算株式会社と各協定債権者とは、本協定に記載するほか、互いに何らの債権債務がないことを確認する。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２５年（再）第１３号
東京都中央区八丁堀２丁目７番１号
再生債務者　東海興業株式会社
１　決定年月日時　平成25年４月12日午前11時30分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月14日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年６月18日から平成25年６月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第２号
福島県郡山市富田町字町西44番地の８
再生債務者　株式会社スタンドサービス
特別調査期間　平成25年５月９日から平成25年５月15日まで
平成25年４月15日　福島地方裁判所郡山支部

再生手続による債権者集会招集

平成２４年（再）第１号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科958番地
再生債務者　石田フード株式会社
１　期日　平成25年７月３日午後１時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成25年４月12日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第５号
愛知県西尾市熊味町北十五夜25番地
再生債務者　株式会社メリーフーズ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生手続終結

平成２４年（再）第４８号
東京都世田谷区赤堤３丁目３番４号
再生債務者　木口　啓司
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年４月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２号
徳島県海部郡海陽町浅川字大田100番地の27
再生債務者　有限会社西野建材
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年４月11日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第４号
秋田市新屋北浜町16番12号
再生債務者　三上　雅秀
１　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月20日から平成25年５月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１２号
埼玉県越谷市大字大里177番地１　リジェール越谷602号
再生債務者　野中　光弘
１　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
４　一般異議申述期間　平成25年５月17日から平成25年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係